

上代特殊仮名遣いの「違例」と資料的性格の関連

—— 萬葉集・木簡・仏足石歌に着目して ——

軽 部 利 恵

はじめに

上代特殊仮名遣いと呼ばれる仮名字母の二類の別は、キヒミケヘメコソトノモヨロおよびその濁音ギビゲベゴゾドの音節を有するすべての語に存するとされ、それらの語にみえる仮名字母の違いは、発音されたさいの音の別が表記に反映したものとみなされている。上代特殊仮名遣いの甲類・乙類の別は、『日本語大辞典』に記述されるように「発音上の差異に基づくものである」と考えられているが、二類の別に合わない表記も生じている。

例えば、「しろたへの」(白妙の)という語句の口音節について、萬葉集では、「志路多倍乃」(巻五・九〇四)など甲類に相当する仮名で書かれるものが数量的に優勢である

のに対して、「之呂多倍能」(巻十五・三七五一)と乙類に相当する仮名で書かれるものが一例存在する。後者のような例について、筆者は従来よりそれを「違例」として取り上げており、本稿においても分析対象とするものである。

上代特殊仮名遣いは前述のように、発音上の差異が表記の上でも区別されているとみなされるものであるが、「違例」となる表記が現れるということは、発音上の区別を表記に反映しないという書かれ方があったか、もしくは何らかの書き誤りであるということになるだろうか。萬葉集では、「違例」に関して、かつて誤写であろうといった意味づけがなされてきたが(軽部(二〇一八)²)、一次資料の木簡の場合、文献的な位相差により区別されない表記が生じると理解されてきた。

「違例」とみなせる表記の現れは、文献ごとに見ると、その様相が異なるものとして捉えられる。例えば、同じ歌というジャンルが書かれたものであっても、萬葉集と木簡では、語の用例数の総数が明らかであるものとそうではないものという違いがあることから、萬葉集では「違例」が僅かであるといえ、木簡では「違例」が目立つという位置づけが妥当である。ではなぜ「違例」の現れ方が文献ごとに異なっているのか。本稿ではその理由について検討し、文字が書かれる資料の性格・性質と文字表記との関連を考察したい。それに加えて、一次資料で認められている「違例」というものが、古事記や萬葉集といった編纂物での文字表記の様相と、対置させたいうえでの意味づけであることを論じる。

なお、本稿では、上代特殊仮名遣いの区別に反する表記について、「違例」という書き方で統一することとし、用例を掲載するにあたっては、仮名字母について、甲類は二重傍線、乙類は太字傍線を便宜的に付している。

一、問題の所在

先に、上代特殊仮名遣いの「違例」の現れ方が文献ごとに異なっているという見方を述べた。これについて、まず、

先行研究を見ていく。

上代特殊仮名遣いの「違例」は、萬葉集のほか、近年では出土資料である木簡にも認められる。木簡について、犬飼隆氏は、「一般論として、木簡などの出土物に書かれた万葉仮名は上代特殊仮名遣いの区別がずさんなところがある」と述べ、乾善彦氏は、「上代特殊仮名遣いの区別は比較的ルーズである」と指摘された。つまり、文献の位相差によって、「違例」の現れ方に差があるというのが現在認識されている研究の到達点である。

この、上代文献中における位相差については、犬飼前掲論著（注3）が、「晴」（ハレ）と「藝」（ケ）という概念を用い、「晴」の萬葉集とその文字表記に対して、「藝」の木簡とその文字表記（日常ふだんの文字表記）と位置づけ、以下のように述べる。

字画の少ない万葉仮名を用い、音韻の清濁と上代特殊仮名遣いにこだわらないのが「藝」の様相である

（一一一頁）

萬葉集の「晴」に対置される木簡の「藝」という文字表記の様相の指摘は、文献の位相が、文字表記の位相に関与することを述べたものだとと言える。すなわち、文字表記の様相の異なりがあるから、我々は文献の位相差を見出すことができるものと言換えることが可能であり、文献の位

相と文字表記の位相というものがそれぞれが、双方に対し、「晴」と「褻」という捉え方をするための根拠としても認められるという構図である。⁵⁾

この文献の位相差について従来の指摘を踏まえると、古事記や萬葉集などの編纂物と、使い捨ての木簡（一次資料）という対立構造として捉え直すことができる。しかし一方では、『時代別国語大辞典上代編』（し）ふ「思」（動四）の項目⁶⁾や廣岡義隆『佛足石記佛足跡歌碑歌研究』⁷⁾「第四節 佛足跡歌碑歌の用字」の「二 上代特殊仮名遣いにおける異例」（四三二頁）に記述されるように、仏足石歌にも「違例」が存することが知られている。仏足石歌は、仏を追慕する内容の言わば編纂された歌々であり、そして未永劫残されるであろう石という素材に記された一次資料であるという特徴が見出される。そのような仏足石歌で、題詞に「慕佛跡」とあるもの一七首中、「あと」という語は一三例現れ、そのいずれもが、紙の編纂物である萬葉集からすると「違例」として認められているのである。

本稿では先の先行研究に従って、「違例」の現れ方の異なりには、資料的性格が関与しているのではないかと見通す。それをふまえて、「違例」の現れ方が具体的にはどのような異なっているのか、数量的な異なりとともに質的な異なりを分析する。そのうえで、上代特殊仮名遣いの「違

例」の現れ方と資料的性格との関連を考察する。本稿では、「違例」の現れ方の違いを観察・記述するにあたって、「晴」と「褻」という位置づけ方には依拠せず、メディア・媒体の性格・性質の違いに踏み込んで論じる。これにより、上代特殊仮名遣いの「違例」の観点から、上代文献における「資料性」を記述することが可能となると考える。

なお、研究対象としては、萬葉集、木簡、仏足石において仮名書きされる歌の表記を対象とした。紙・木・石という、書かれる媒体を異にするものという観点からこの三つを取り上げている。ただし、木簡については、後に述べるように、いわば「木簡群」として把握されるべき資料である点には注意したい。

二、文献ごとにみる「違例」の様相

二一、萬葉集について⁸⁾

萬葉集では、仮名で一字一音で書かれる語のうち、七五にわたる語について、上代特殊仮名遣いの「違例」がみえている。⁹⁾つまり、共通の形態素を有する七五の語句に対して、甲類に分類される仮名で書かれるものと、乙類に分類される仮名で書かれるものとの、両方の表記が認められるのである。ただし、萬葉集の「違例」は、用例の年代の新

旧や、方言性、語構成の問題など、様々な要因によって生じた表記と捉えられ、どういった場合のどういった用例を「違例」とみなすかは、研究者の解釈によって異なるものである。そのため、萬葉集全体から見た「違例」の用例数を一概に提示することは難しいが、萬葉集に見える仮名表記される語の総数全体からすると、「違例」表記の数は僅かであるという位置づけが妥当ではあろう。

さらには、以下に挙げる語「たどき」は、ドが甲類の仮名で書かれるもの四例と、乙類の仮名で書かれるもの五例が萬葉集中では存在しており、数量的に甲類と乙類の表記が拮抗している用例である。

① たどき「手段」

甲類四例……多士伎乎不知（たどきを知らず、卷十・

二〇九二）など

乙類五例……多杼伎乎之良尔（たどきを知らに、卷五・

九〇四）など

数量から、語「たどき」のドについて、甲類と乙類のどちらが「正用」でどちらが「違例」であるのかは、明瞭ではない。また、萬葉集中では、先の語「たどき」をはじめ、「とる」（取る）、「とふ」（問う）や「いと」（程度が甚だしい）ことをあらわす）のトの表記に、甲類・乙類の両方の仮名が見えている。このようなことから、上代特殊仮名遣いに

関する研究史では、オ列音（とくに、ト音節）について、甲類音と乙類音の揺れが特に目立って存していたといったことが指摘されてきた。総体が明らかである萬葉集は、音節ごとの「違例」の偏りや、語ごとの傾向が明確であるという特徴がある。一方で、語「たどき」の例で見たとように、甲類と乙類のどちらが「違例」となるのかは、研究者の判断に委ねられるところであるといえる。

さらに、萬葉集は、閉じたテキストであるため、語句の用例数に上限がある。そのため、数量から、上代特殊仮名遣いの区別に合う表記と合わない表記とを峻別することが可能となっている。分析のための方法論からして、編纂物と一次資料とは違いが生じている。⁽¹⁰⁾

二二、木簡について⁽¹¹⁾

一次資料の木簡の「違例」について見ていくと、木簡全体でどう書かれていたのかという総体は、書かれたものすべてが残り、現在の我々が書かれたものすべてを目にすることができるわけではないために、明言は難しい。用例の総体というものがそもそも得難いという点で、木簡内部において数量から「違例」の位置づけを与えることは難しく、古事記や日本書紀といった他の上代文献を表記の規範として「違例」の位置づけを与えざるを得ない。

なお、木簡の「違例」表記は、本稿で着目する歌の表記以外にも認められるという点が、萬葉集や仏足石歌と異なる点である。よって、歌の表記以外の様相についても論じていく。

以下の用例は、行政に関わるもので、税を納めた人物の名と、年月、地名が記された、荷札木簡である。

② 美濃国武芸（地名）……石神遺跡出土、六六五年のもの¹²

（A面）乙丑年十二月三野国ム下評

（B面）大山五十戸造ム下ア（部）知ツ

从（従）人田ア（部）児安

「三野国ム下評」は、平城京跡出土木簡では、「（美）濃国牟義郡」（二文字目は判読不明箇所）と書かれたものが見つかっており、「下」がゲ甲類、「義」はゲ乙類に相当する仮名である。他にも、「美濃国武芸郡掛可郷庸米□斗」（□には数量が入るが、判読不明の文字）とある滋賀県宮町遺跡出土の荷札木簡がある。右の例では、「三野国ム下評」の木簡の方が、現状において孤例であり、「（美）濃国牟義郡」「美濃国武芸郡」といった木簡内部で相対的に多数例として認められるギ乙類の方が、古事記や日本書紀といった編纂された歴史書で採用された表記として現れている。この点で、「三野国ム下評」の用例が「違例」としてみな

される、という手続きがとられる。

さらに、氏族名の「阿部」は、木簡では、平城京（長屋王邸）跡出土のものなど、「阿倍朝臣梗虫」といったように、乙類の仮名で書かれることが多い。一方で、少数例ではあるが、「阿部朝臣大野」とべが甲類で書かれたものが平城宮跡から見つかっている。後者の「阿部」（ベ甲類）の表記は、習書といったタイプの木簡ではないと認められ、明瞭な楷書で書かれている。この点で、木簡に「違例」表記が見えることは、文字を簡略化して書いた結果、甲類・乙類の別を考慮しない表記が取られると考えることはできないことが見通される。以上は、行政に関わる木簡に着目したものである。

前述のとおり、木簡にも仮名で歌が書かれたものが発見されている。この場合でも「違例」というのは、古事記や萬葉集といった他の上代文献に見える表記を規範として設定した場合の、それに反する例ということである。

③ 春草のはじめし年

皮留久佐乃皮斯米之¹³刀斯（難波宮跡出土）

右の木簡では、「春草のはじめし年」（犬飼隆氏は、「はじめの年」と訓む、注3論著参照）という歌の冒頭が記されているとされる。木簡の下部は欠損しており歌の続きは判明していないが、「春草の」という歌句は、「春草之」とい

う表記で萬葉集中に三例見える（「春草之繁吾戀……」（春草の繁き吾が恋……）巻十・一九二〇など）。ここで問題となるのは、「違例」となる表記が認められることである。先に同じ語句（歌句）が萬葉集に現れていることを確認したが、「年」という語句についても「妹に言ひしを等之能倍奴良久」（年の経ぬらく、巻十五・三七一九）、「登斯賀岐布礼婆」（年が来ふれば、中巻・景行天皇記）と現れ、トはすべて乙類の仮名で書かれている。右の木簡に見える「刀斯」（年）のトは甲類の仮名であるため、古事記や萬葉集に照らした場合、上代特殊仮名遣いの表記上、合致しないということになる。

④ 月夜好み浮かれ

津玖余々美宇我礼（平城宮跡出土）⁽¹⁸⁾

「月夜」（つくよ）という語のヨは、古事記、日本書紀、萬葉集では甲類の仮名で書かれている。右の木簡の例では、「津玖余」とあり、ヨは乙類の仮名で書かれている。また、右の歌は、習書の中に重ねられる形で、木簡に歌の一部が書かれている（後述）。習書の中に歌の冒頭が組み込まれた木簡という特色が認められるものである。

⑤ 春なればいまし……夢よ妹はやくい□□ぬ□取

あはし

波流奈礼波伊万志……由米余伊母波夜久伊□□奴□取

利阿波志（秋田城跡出土）⁽¹⁹⁾

右に示したように、地方の、秋田城跡から出土した右の木簡の例でも、乙類の「止」で「取りあはし」の「と」が書かれる。語「とる」（取る）の「と」は、甲類と乙類の両方の仮名が見える語の音節であるが、古事記、日本書紀、萬葉集の歌では乙類の仮名で書かれることが多い。また、「止」の仮名は、古事記、日本書紀、萬葉集といった上代文献には用いられにくいという特徴を持つ仮名字母として知られており、編纂物と一次資料の文字表記の違いの一つとして挙げられる。

二二三、仏足石歌について

薬師寺（奈良県奈良市）に現存する仏足石歌は、仏を追慕する歌が、仏の足をかたどった石に刻書されているものである。仏足石歌に見える上代特殊仮名遣いの「違例」については、廣岡義隆『佛足石記佛足跡歌碑歌研究』にて「跡」は本来「アト^甲」であるが、ここは「止」のト乙類になっており、異例である。（二三〇頁）といった指摘が見えている。軽部（二〇二）にて、「跡」で表されるところの単音節語「と」はもとは乙類であると考察を示したが、萬葉集の仮名表記例「あと」からみると、仏足石歌の例は「違例」表記となる。

⑥ 仏足石歌の「あと」

「慕佛跡一十七首」⁽²⁾

美阿止都久留 伊志乃比鼻伎波 阿米尔伊多利 都知
佐間由須礼 知々波々賀多米尔 毛呂比止乃多米尔

(一番歌)

御足跡造る 石の響きは 天に至り 地さへ揺すれ
父母が為に 諸人の為に

廣岡前掲論著が仏足石歌の作者は複数人であることを示した上で「筆録時に、「阿止」など仮名使用上の統一が若干なされていることと考えられる」(四四六頁)と指摘するように、語「あと」は剥落箇所を除いて全一三例あり、助詞を除く用例数としてもっとも多い語であるが、これらはすべて、「阿止」とト乙類で表記されている。

他にも、「たふとし」(貴し)という語のト音節について、以下のようにみえる。

⑦ 仏足石歌の「たふとし」

「慕佛跡一十七首」

伊可奈留夜 比止尔伊麻世可 伊波乃宇閉乎 都知止
布美奈志 阿都乃祁留良牟 多布刀久毛阿留可(五番歌)
如何なるや 人に坐せか 石の上を 地と踏みなし
足跡残けるらむ 貴くもあるか
久須理師波 都祢乃母阿礼等 麻良比止乃 伊麻乃久

須理師 多布止可理家利 米太志可利鶏利(十五番歌)

薬師は 常のもあれど 客の 今の薬師 貴かりけり
愛だしかりけり

同一の語のト音節が、前者は甲類に相当する仮名で、後者は乙類に相当する仮名で書かれている。

先の例について特筆すべき点は、萬葉集で、「あと」(跡)という語の仮名書き例は、卷十五の遣新羅使人歌群中に、一例のみ存在し(「安刀毛奈吉(跡も無き)世の人に」(三六二五)、トは甲類の表記である。一方で、仏足石歌の語「あと」(跡)の表記は、すべて「阿止」(ト乙類)である。これは編纂された文学作品である萬葉集と対比させたいので、「違例」として位置づけられるものである。ここでも、編纂物を上代特殊仮名遣い表記の規範としたうえで、一次資料の表記を「違例」として位置づけるといふようなし方が行われており、かつ、仏足石歌内部で、甲類のト乙類のトの二通りの表記が存していることが確認される。とりわけ後者の例では、古事記や萬葉集といった編纂物から見出された上代特殊仮名遣いという現象無くしては、仏足石歌内部に見える語「たふとし」の表記のうち、どちらが書き分けを實踐した例で、どちらが区別に反した「違例」であるかを、決定することは不可能である。

三、「違例」の様相と資料的性格との関連

萬葉集は、写本の形で現代に至るまで読み継がれてきたものであり、歌々を長期にわたって保存することを意図して編まれた歌集であると想定される。²⁰⁾ また、仏足石歌も、石に刻まれていることから推察されるように、簡単に破損することのないという意味で、長期間にわたって残すことを目的として刻まれた文字、歌であるとみてよい。この二つは、歌にまつわる題詞・左注と、歌そのものが仮名を駆使して書かれているという点で、共通するところがある。

一方で、木簡は、削ったり、廃棄する前提で書かれるものである。総じて、木簡という資料群の括りでは、雑多な内容の事柄が書かれているとみてよい。また、歌が書かれている木簡に注目すると、前述したように平城宮出土の木簡（『平城宮木簡』一、79参照）では、未完とされる「謹解」で始まる文書の文章のほかに、「津玖余々美字我礼」という歌が書かれ、その裏面には「皇」や「雁」という文字が繰り返し書かれる習書がみえる。一つの木簡内でも雑多な内容が書かれている様が見られるのであって、少なくともこの木簡は、ある文字やある文章を長く保存するという目的で書かれたものではない、と位置づけられるものである。言い換えると、萬葉集と仏足石歌は、文字が書かれる素材

や形態から、長期間にわたって残すことを目的として書かれている文字資料であるとみられ、木簡の場合は、最終的には廃棄する前提で書かれたもの（そして、実際に廃棄され、土中から発見されたもの）と位置づけられる。

一方で、「違例」の現れ方の観点でいえば、書かれるものがどの程度堅牢で耐久性のある素材かということは、それほど関わらないのではないだろうか。萬葉集は、書き写されて、地理的に広範囲に、不特定多数の目に触れる形で伝来したのに対し、木簡や仏足石歌は、素材となった木や石が移動できる範囲内でのみ、書かれている内容の伝達がなされるという性質のものである。木簡は、移動させることが容易である一方で、木簡自体が行き来でき、物を直に見ることができるといふ範囲でしか、ことばの伝達がなされない。現存する仏足石歌も、木簡も、書かれた当時にあっては、ごく限られたコミュニティの内部で機能を果たすテキストと位置づけられる。つまり、本稿で扱った一次資料では、木簡や仏足石歌という物自体を直接享受することのできるコミュニティに対して、伝達されればよい文字表記が採られたと考えられるのではないだろうか。

木簡や仏足石歌において「違例」が散見するその理由としては、木や石という物に即してことばの伝達がなされる、その限定的な範囲内で享受された、テキスト読解のあり方

が関わっているものと考ええる。

四、木簡に認められる「違例」の位置づけ

木簡では、木簡の発信者（書き手）と受信者（読み手）の相互の間で、文字によってやりとりをするその前提が共有されているものと想定される。仏足石歌では、仏の足跡をかたどった石という素材に、題詞として「慕佛跡一十七首」とあり、仏の足跡を讃える歌が刻まれているという文脈が、歌を読解する時点で読み手にも共有されている。書き手と読み手との間に暗黙の了解ともいえる共有された文脈があるのである。木簡や仏足石のように、文字が書かれた物が、個別の文脈に属しているとき、音の厳密な区別に依存しない表記が採られたと見通すことは可能である。

そのうえで、さらに問題提起を行いたい。木簡の文字表記を読解する、そのあり方において、上代特殊仮名遣いの「違例」は、区別すべきものに違反した表記と位置づけることは妥当であるのだろうか。つまり、この場合の一次資料上の「違例」は、区別すべきものを区別していない、古事記や萬葉集といった編纂物での表記に対して不完全な表記と果たして言えるだろうか。このことを裏返せば、木簡資料群での上代特殊仮名遣いに合致している表記は、表

記の慣習もある中で、当時の書き手が上代特殊仮名遣いを逐一区別した表記であると、証明することはできるだろうか。

従来、「違例」表記があることが、木簡という文字資料を位相的に位置づける根拠となっていた。しかし、木簡の場合、個々の書かれたものごとに書き手は異なるし、書かれた目的・用途も異なるものである。ここから、資料の総体（木簡群）として、上代特殊仮名遣いを見出すことは有効であるのか、また、一つの文学作品として編纂されたものとは異なる木簡群について、書き分けられていない表記というものを、いかなる立場から認めることができるだろうか。

萬葉集は、一つのまとまった文学作品として編まれたものであって、その大多数の表記が、上代特殊仮名遣いに合致するといえる。その場合、上代特殊仮名遣いに合わない表記は、上代特殊仮名遣いを区別していない表記と見なせ、「違例」という位置づけが与えられる。萬葉集の「違例」は、上代特殊仮名遣いが機能する中で、それにそぐわない書き方だとみなされるものである。

筆者は、一次資料上で上代特殊仮名遣いの区別に合致しているものについて、そのまま書き手がそれを区別したものであろうかは、実際のところ分からないものと考えている。

上代特殊仮名遣いの区別に、結果的に、合うものと合わないものがあるというのが、木簡の文字表記の実際のところなのではないだろうか。

おわりに

本稿では、萬葉集では、「違例」の数量が相対的に少なく、誤写等の考え難い一次資料上の木簡や仏足石歌に、「違例」が目立って散見するということに着目し、これを議論の出発点とした。ここでは、何を「違例」とみなすかという点において諸説あり、「違例」認定の段階で問題がある。さらに、木簡や仏足石歌の場合に指す「違例」とは、編纂物と対照させたうえでの見立てであることが注意される。

同じく歌というジャンルが書かれた萬葉集、木簡、仏足石歌であっても、「違例」の様相が異なっていることが確認されるが、このことには、広い地域・広い時代にわたって享受されるか、享受のされ方が狭く限定的であるかという違いが関与しているものと考えられる。紙に書かれていた萬葉集では、書き写されることによって、時代や地域を超えて享受された。その一方で、木簡では、木簡そのものが移動し、物自体が享受される性質のものである。また、石という素材に刻まれた仏足石歌では、物として広い範囲

にわたって移動することは想定されず、狭く限られたコミュニティ内で享受されるものだとはいえ、その堅牢な素材ゆえに、長期間の保存に耐えうるという資料的性質を持つものと分析される。

テキストが、文学作品として成立しているか否かという観点では、先行研究で論じられた「褻」と「晴」の関係になぞらえると、使い捨てられる性格の木簡対文学作品として長期にわたって残される萬葉集や仏足石歌（しかも、その素材は紙や石である）という対立構造が考えられるが、「違例」なるものを認めうるか否かということは、その時代において、広く様々な地域にわたって享受されるものか、限定的な範囲・人々に享受されるかという要素が、大きく関わっているのではないだろうか。「違例」が目立つのは、使い捨てられた木簡と、石という堅牢な素材に、恐らく後世に残ることを意図して刻まれた仏足石歌である。このことは、「違例」を含めたテキストの内容の伝達は、木簡という物、仏足石という物に即して行われたことを意味しているのではないか。そこには以下のように、文字表記を讀解するうえでの前提となる文脈の存在が考えられる。

萬葉集は、前述の通り、書き写されて読み継がれる余地があるが、木簡であれば発信者と受信者が自明であり、かつ使い捨てられる素材に書かれたものであるし、仏足石歌

は御仏の足をかたどった石に歌が刻まれていること自体に意味があるとすると、どちらも、木や石という媒体に沿った読解のあり方であり、書き手と読み手の間ですでに共有する文脈に従った読解のあり方であるといえる。狭い、限定的なコミュニティ内でのそうした読解のあり方が、上代特殊仮名遣いを区別しないという読み書きの様相を成立させるものと捉えられる。

その意味では、現代の研究者が分析する「違例」は、果たして当時にあっても「違例」として書かれ、読まれた存在であったのだろうか。少なくとも、上代特殊仮名遣いという現象ありきで文字表記を分析することで、一次資料での区別の様相がこれまで論じられてきたのだ。

注

- (1) 朝倉書店、二〇一四、「上代語」【音韻】の項、沖森卓也。
- (2) 「上代特殊仮名遣いの「違例」について」『叙説』四五号、奈良女子大学日本アジア言語文化学会、二〇一四〇頁、二〇一八年三月にて詳述した。
- (3) 大銅隆『木簡から探る和歌の起源 「難波津の歌」がうたわれ書かれた時代』（笠間書院、二〇〇八）、三六頁。
- (4) 乾善彦『日本語書記用文体の成立基盤——表記体から文体へ——』第二章「ウタの仮名書と万葉集」第二節「歌

木簡の仮名使用」（初出の論文は二〇〇九〜二〇一〇のもの）、八二頁。

- (5) 「晴」と「褻」という位相の区分および文字表記の捉え方については、鈴木喬氏が疑義を呈している（表記研究会での口頭発表・鈴木喬「上代における位相と漢字運用——「日常ふだん」と「精鍊」と——」、二〇二三年六月二五日）。

- (6) 三省堂、一九六七。

- (7) 和泉書院、二〇一五。なお、本稿での仏足石歌の本文および釈読は、廣岡論著に従った。

- (8) 本節は、軽部（二〇一八）にもとづく。

- (9) 語の数え方としては、同一の形態素をもつと判断されるものは、動詞と名詞といった品詞の異なりがあっても、異なり語の単位で一語とみなした。地名・人名・氏族名といった固有名を除いて数えている。これは、同定が困難である固有名が認められるためである。

- (10) 「作品論的共時論」の観点で、尾山慎「上代日本語表記論の構想」第2節「理論的設定に滲みだす『現実』——研究方法への思惟——」（花鳥社、二〇二二）にて詳述されている。

- (11) 本節は、軽部利恵「木簡における上代特殊仮名遣いの「違例」について」（『美夫君志』九八、二〇一九）にもとづく。

(12) 『評制下荷札木簡集成』一〇二。

(13) 『木簡研究』一一(一九八九)、二五頁。

(14) 『木簡研究』二二(二〇〇〇)、一一〇頁。

(15) 『平城宮木簡』六(奈良文化財研究所編、二〇〇四)、
八九三。

(16) 『平城宮発掘調査出土木簡概報』十五(一九八二)、二六頁。

(17) 『木簡研究』三二(二〇〇九)、三四頁。

(18) 『平城宮木簡』一(奈良国立文化財研究所編、一九六九)、
七九。

(19) 『木簡研究』二九(二〇〇七)、一六〇頁。

(20) 軽部利恵「萬葉集の「跡」字——上代特殊仮名遣いと訓
仮名をめぐって」(『萬葉』一三三、二〇二)。

(21) なお、廣岡義隆氏は、『佛足石記佛足跡歌碑歌研究』にて、
題詞の「慕」字のうえに「敬」字があったと想定してい
る(一三〇頁)。

(22) 小川靖彦氏は、原萬葉集は卷子本であったと述べている
(小川靖彦「書物としての万葉集」(神野志隆光編『必携』
万葉集を読むための基礎百科』學燈社、改訂版二〇〇三)
初出二〇〇二)。ここでは、書き写されて伝来してきた
卷子本の経典とその書写が想起される。

【付記】

・本稿は、二〇二二年度の奈良女子大学学位申請論文・博
士論文「上代日本語における仮名表記論」(博課第
681号)の内容を踏まえています。

・本研究は、JSPS科研費22K20026の助成を受けたもの
です。

(かるべ りえ・実践女子大学助教)